

## 1. (名称)

本会の名称は「日本日時計の会」とする。  
英名は「The Japan Sundial Society」とする。

## 2. (目的)

本会は広く日時計の知識の普及と啓蒙をはかり、日時計に関心を有する会員相互の情報交換ならびに親睦を目的として、次の活動を行う。

- ①日時計の学術研究の奨励
- ②既存の日時計の記録・調査
- ③日時計の設置・維持・修復の助言
- ④外国の日時計団体との交流

## 3. (事業)

本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

- ①年1回の総会の開催
- ②見学会、研究会の開催
- ③会報誌の発行
- ④その他必要と認められる事業

## 4. (会員)

会員は日時計に関心を持つ個人又は法人とする。

## 5. (役員)

本会に次の役員を置く

顧問	1名		
会長	1名、	副会長	1名
幹事	若干名、	会計監査	1名

## 6. (会の運営)

会長は本会ならびに幹事会を代表して本会を運営する。  
幹事会は会長・副会長・幹事より成る。

## 7. (役員の仕事)

役員の仕事は2年とする。ただし再任は妨げない。

## 8. (会計)

- ①本会の経費は、会費及び寄付金を以ってこれに充てる。
- ②会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。
- ③会長は会計監査を受け、会計報告を行う。

## 9. (総会の成立)

総会の成立には、委任状も含め会員の2分の1以上の出席を必要とする。  
総会の議決は、総会出席者の過半数を以って決することとする。

## (附則)

1. 会費 学生会員は年1,500円、個人会員は年3,000円、法人会員は年10,000円
2. 会報誌の名称 「ひどけい」又は「ヒドケイ」とする。
3. 会費・会員管理、カタログ・文献、ひどけい編集を分担する。
4. 事務局は会長宅に置く。